

資産活用のヒントをお届けします

# 資産活用通信

発行 **ベイヒルズ 税理士法人**  
 〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1  
 KDX横浜ビル 6階  
 TEL : 045-450-6701  
 FAX : 045-450-6706  
 HP : <http://www.bayhills.co.jp>

## 平成30年度 個人所得課税の見直し

### 所得税・住民税 給与所得控除・公的年金等控除を引下げ、基礎控除を引上げ

所得税の改正では、働き方の多様化に対応するため、サラリーマンの税負担を軽くする給与所得控除、誰もが受けられる基礎控除、年金にかかる所得税を軽くする公的年金等控除の3つが一体的に見直されます。

#### 1. 給与所得控除を一律 10 万円引下げ

サラリーマン(給与所得者)の収入から控除される給与所得控除が一律 10 万円引き下げられるとともに、控除額の上限が 195 万円(年収 850 万円超)に引き下げられるなどの改正が行われます。

ただし、下記②の基礎控除の引上げ(一律 10 万円)が併せて行われるため、年収 850 万円以下の場合、税負担は変わりません。

**適用** 平成 32 年分以後の所得税から(住民税は平成 33 年度分以後から)

#### 2. 基礎控除を一律 10 万円引上げと所得制限の導入

基礎控除が 38 万円(住民税 33 万円)から 48 万円(住民税 43 万円)に引き上げられるとともに、所得制限が導入され、合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額が逦減し、2,500 万円を超えると適用がなくなります。(図表)

#### 図表 基礎控除の見直し

| 合計所得金額               | 改正前      | 改正後      |
|----------------------|----------|----------|
| 2,400 万円以下           | 38(33)万円 | 48(43)万円 |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 |          | 32(29)万円 |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 |          | 16(15)万円 |
| 2,500 万円超            |          | 適用なし     |

※基礎控除の引上げ等に伴い、同一生計配偶者や扶養親族の所得要件も 38 万円から 48 万円に引き上げるなどの調整が行われます。

( )内の数字は住民税

**適用** 平成 32 年分以後の所得税から(住民税は平成 33 年度分以後から)

#### 3. 公的年金等控除を一律 10 万円引下げ

年金受給者の公的年金等の収入から控除される公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられるとともに、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超えると控除額の上限が 195 万 5 千円になるなどの改正が行われます。また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合、2,000 万円超の場合には、控除額及び控除額の上限について、それぞれ 10 万円、20 万円がさらに引き下げられます。

**適用** 平成32年分以後の所得税から(住民税は平成 33 年度分以後から)

### 所得税・住民税 青色申告特別控除(控除額 65 万円)の要件の見直し

個人事業者の青色申告特別控除の控除額が現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられます。ただし、現行の要件に加えて、電子帳簿による保存や、電子申告を行うなどの新たな要件を満たせば、65 万円の控除を受けることができます。

|              |   |
|--------------|---|
| 現行要件         | 正規の簿記の原則による会計記録(貸借対照表等の作成)<br>※現行要件のみの場合は、控除額を 55 万円に引下げ        |
| 追加要件<br>(新設) | 次のいずれかを満たすこと<br>●電子帳簿保存法の適用を受け、電子帳簿で保存<br>●電子申告により確定申告書等を期限内に提出 |

現行要件+追加要件

控除額65万円

出典:TKC 通信

### 臨時休業のお知らせ

今年も例年と同じく確定申告繁忙による休日勤務の振替として、下記の通り休業させていただきます。何かとご不便をおかけ致しますが、宜しくお願い申し上げます。  
休業日:平成 30 年 3 月 16 日(金) \* 3 月 16 日(金)~ 18 日(日)まで休業となります。